

令和 5 年 3 月 吉日

関係各位

一般社団法人鹿児島県水泳連盟
会長 若松 博文

登録料・競技会参加料の改定について（お知らせ）

関係各位におかれましては、時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は本連盟の活動に格別のご配慮、ご協力を賜りありがたく御礼申し上げます。

さて、これまで県水泳連盟主催の事業及び各種事務手続きについては、登録料及び競技会参加料、各所よりの補助金等により運営を行ってまいりましたが、新型コロナウイルスの影響を受けて大会参加人数の減少、大会諸経費の増加により令和 4 年度の大会運営について喫緊の対応を迫られている状態です。今後も参加人数の増加が見込めず、登録費及び大会参加料の値上げを余儀なくされる状況になりました。

つきましては、令和 5 年度より登録料及び鹿児島県水泳連盟主催大会参加料を下記の通りに改定させていただきますたくお願い申し上げます

各登録団体及び大会参加選手の皆様には大変ご迷惑をおかけすることになりますが、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

1 登録料について

登録区分 ⁽¹⁾		現登録料	新登録料
日本水泳連盟登録	団体登録料	10,000 円	13,000 円
	個人登録料	1,500 円	2,000 円
鹿児島県水泳連盟登録 ⁽²⁾	団体登録料	3,000 円	4,000 円
	個人登録料	徴収しない	徴収しない

登録料は登録日より当該年度 3 月 31 日までの期間

2 競技会参加料について

種目区分	現出場料	新出場料
個人種目	1,300 円	1,500 円
リレー種目	1,500 円	2,000 円

3 改定実施時期 令和 5 年度⁽³⁾より（令和 5 年 4 月 1 日～）

※ 年度を跨いでの申込、開催の競技会にも適用される。

注

(1) 第一区分・第二区分ともに登録料が発生する。

(2) 鹿児島県水泳連盟登録が可能な団体は以下の通りである。

① 義務教育期間として日本水泳連盟より登録料が免除される小・中学校

② 公認大会に出場しないが Web-SWMSYS を使用して競技会にエントリーする団体

(3) 新年度の Web-SWMSYS への入力作業は、4 月 3 日より作業可能となる。なお、登録料の改定は、令和 4 年度中に次年度の新規及び更新登録を行った場合にも適用される。